

平成27年

目黒区教育委員会

第19回定例会会議録

(平成27年5月26日開催)

第19回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成27年5月26日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会委員長	木村 肇
	教育委員会委員長職務代理者	小村 恵子
	教育委員会委員	笹尾 敦夫
	教育委員会委員	中山 ひとみ
	教育委員会教育長	尾崎 富雄

出席職員	教育次長	関根 義孝
	教育政策課長（学校統合推進課長兼務）	
		山野井 司
	学校運営課長	佐藤 欣哉
	学校施設計画課長	照井 美奈子
	教育指導課長	佐伯 英徳
	教職員・教育活動課長	濱下 正樹
	めぐろ学校サポートセンター長	増田 武
	統括指導主事	細田 真司
	統括指導主事	和田 孝
	生涯学習課長	金元 伸太郎
	八雲中央図書館長	大迫 忠義

書記		鈴木 敏由起
		山東 隆博

(午前9時30分開会)

- 委員長 それでは、第19回目黒区教育委員会定例会を開会いたします。
本日の欠席委員、欠席職員はございません。署名委員は笹尾委員
です。よろしくお願いいたします。
 それでは、まず日程第1を議題といたします。

(日程第1 議案第30号 目黒区文化財保護審議会委員の委嘱について)

- 説明員 (資料により説明)
○委員長 この議案は前回協議した案件でございますが、この議案に対し
て何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょ
うか。
 特にないようですので、採決を行います。
 本件に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 委員長 全員賛成ですので、議案第30号は原案どおり可決いたします。
続きまして、日程第2を議題といたします。

(日程第2 目黒区社会教育委員の会議への諮問について(平成27年度目
黒区立小学校PTA連合会及び目黒区立中学校PTA連合会に
対する補助金の交付について)(協議事項))

- 説明員 (資料により説明)
○委員長 ありがとうございます。
 この協議事項についてご質問、ご意見等ございませんでしょ
うか。
 例年と違うところは、補助金の額が小学校で22万円余、中学
校に対しては10万円余の増額があったということのようです
が、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
 特にないようですので、この協議事項を了承します。
 次に日程第3を議題とします。

(日程第3 目黒区スポーツ推進計画策定に係る目黒区スポーツ推進計画

懇話会の意見書について（報告事項）

- 説明員 （資料により説明）
- 委員長 ありがとうございます。この件について何かご質問、ご意見ないでしょうか。
- 委員 区民からの意見募集といっても、意見を出されたのが、個人が2で団体が1と、これが区民全体の意見を反映しているかどうかというところと少数かなと思っていますが、これはどう改善できるでしょうか。
- 説明員 区の計画策定の場合ですとそれなりの数の意見があるときもあります。世論調査と異なり、何件か抽出して個別にご通知なり、はがきなりでお知らせするというのではなくて、区のホームページや区報で全体的にお知らせしてご意見をいただくという形ですので、計画によっては少ない場合もあります。
- これは全体的な課題だと思いますし、今後教育委員会として意見募集などの機会があれば、どのようにすれば意見をいただけるのか考えたいと思います。今回のこのスポーツ推進計画の策定につきましては、結果ということですので、今いただいたご意見については、スポーツ振興課にもお伝えさせていただいて、今後の検討の素材とさせていただきたいと思います。
- 以上です。
- 委員 スポーツの部活動の加入率が低いということで前に私が、例えば目黒中央中学校は70%後半で東山中学校は100%近いという差を申し上げたところ、教育指導課長からもっと正確なデータをいただきまして、3年前には確かにその数字でしたが、現在はもう遜色ないくらいの活動を、目黒中央中学校も東山中学校もされているということで、ここでご報告をさせていただきます。
- 委員 29ページに平成26年度の学校別部活動加入状況表というのがあって、ここで目黒中央中学校は76%、東山中学校は102%、これはこの数字でよろしいのですか。
- 説明員 申しわけございません。この中のデータを今回初めて確認いたしまして、ただ、このデータは、教育指導課からスポーツ振興課に提供したデータであるとは聞き及んでいるのですが、私どもも持っている資料と多少数値に齟齬がございまして、その経緯についてはまだ確認はしておりません。申しわけございません。
- 説明員 懇話会の意見書を策定する過程の中で資料として26年度の

ものを使っていたり、あるいはもう少し前のものを使っていたりという部分もあるかと思えます。5ページに記述としてありますが、5ページの一番下の写真、2012年という写真の前に、「中学校運動部活動は」と書いてありまして、全区立中学校では運動部の加入率が62%だとか、それから国レベルでは74%、これは平成22年度のデータということで記述があります。これは懇話会の意見書ということですので、今後具体的に区の計画の素案というものをつくってまいりますので、その中で最新のデータがあればそれを使うような形で行っていくということで、スポーツ振興課へ伝えていきたいと思えます。

以上です。

○委員長

よろしいでしょうか。

では、特にないようですので、この報告を受けました。

続きまして、日程第4を議題とします。

(日程第4 平成27年度通学路における防犯カメラの設置校について
(案) (報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 ありがとうございます。

防犯カメラの具体的な設置校の順番とその手順についてご説明をいただきましたけれども、これについて何かご意見、ご質問ないでしょうか。

○委員 それでは、3点ほどお伺いします。当初5年間計画で進めていたところを急遽3年間、実質は今年度と来年度ということで、大変所管でご苦勞をされているということは十分承知しています。ご苦勞さまです。

それです1点目は、26年度に菅刈と八雲に設置され、手順は大体お伺いしましたけれども、設置するに当たっての課題といえますか、ご苦勞話とかいろいろあるかと思えますが、そこでの苦勞のお話とか課題があれば、1点目はそれを聞いておきたいと思えます。

それから2点目は、地元の町会や商店街の防犯カメラと重なっているところもあり、設置について必要ないとは聞いていないのですが、その関係がどうなのかという問題提起や報告を受けたかと思うのですけれども、その点についてお伺いしておきます。

それから3点目は、明日の文教・子ども委員会に案として報告するのは、これはこれでいいと思います。これは私の意見ですので、1点目と2点目はお考えをお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○説明員

まず1点目でございますが、所管の認識として課題ということで申せば、大きく二つの認識がございます。

まず一つは、逆に2点目のご質疑にも係りますが、設置場所、最後に少し説明をしましたが、具体的なカメラの設置箇所の決定、これについては、先ほどの説明のとおり当初の案づくりにおける所管等との協議、それから保護者や学校それから地域の方のご意見を聴く、こういったことを踏まえた上で案を練っていき、その上で説明会に昨年臨んだところでございます。

ただ実際には、説明会の中にも保護者や地域の方が改めて参加いただいた上で、こちらの練った案ではありましたが、結果としてはさまざまご意見をいただき、実際の結果として各学校とも1カ所ずつ、説明会のご意見も踏まえて位置を変更した経緯がございます。

具体的には、より防犯上必要なところということで、これは事前に意見はいただいていたのですが、歩道や電柱の状況による物理的に電源がなかなかとりにくいような状況、個人のお宅にカメラが向く関係でなかなか了解がとれなかったような状況など、さまざまございまして、それを踏まえた上で一定の案としてお示ししましたが、説明会では改めてなかなか難しかった箇所でも、より防犯上は必要があるのではないかとのご意見を重ねていただいた結果として折衷案ではございませんが、よりそこに近い場所を何とか改めて現場を選定し、それぞれ1カ所ずつ変更した経緯、こういったところも含めて決定の課題については、今申したとおり非常に丁寧な説明、より多くの意見を聞きながら合意を得ていく必要があるという課題認識でございます。そういった上で解決策の一つとして、今年度改めて1年間ではありますが、5カ所ずつに時期を分けて、1カ所の時間を丁寧にかけながらやっていきたい、こういった考え方も含めての上半期・下半期の考え方でございまして、大きな課題の認識としてはそれが1点でございます。

それからもう一つは、これは補助事業を活用するに当たっての経費の問題について、実際に昨年の2校、10基の設置については、指名競争入札ということで行いましたが、実際は3回ほど入

札に時間がかかりまして、なかなか金額的に厳しかった例がございまして、これは少ない校数で金額も低かったことも含め、補助事業の活用の中では補助の限度額も経費ぎりぎりであったような経緯がございまして、そこも課題認識がある上で今年度は時期は分けますが、10校の50基、おおむね50台について1回で契約をしながら進めていく、そういったところで少しスケールメリットではありませんが、金額的にも少し大きな額で入札をかけるような考え方、これを基本としたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員

大変ご苦労が多いということは、今のお話でさらに重々よくわかりました。1点目は要望ですけれども、実施計画事業に掲げられた事業ですので、地域、保護者、PTA、いろいろな関係者の意見を、十分にお伺いしながら着実に、この10校を進めていただきたいと思います。

そこで細かいところで若干お伺いしたいんですけれども、それぞれ東、西、南、北、中央で上半期・下半期と分けています。これは非常にいいやり方だと思ったのですが、逆に、地域要望等で、例えば北部で言えば駒場を先にとという地域意見が出たときに、上半期と下半期というのが逆転することは可能なのでしょうか。そこだけ最後に確認しておきます。

○説明員

すみません、ただいまのご指摘については、先ほど2点目のご答弁を漏らしてしまいましたので、それとあわせてでございます。

これから案を練っていくに当たって改めてさきの2点目のご質疑のとおり、既に商店街、自治会等において整備を進めていらっしゃる、あるいは今年度も予定があると聞いてございますので、その調整の関係も含めて学校については、これは案として議会にも報告をしますが、今後進めていくに当たっては臨機応変な対応、それは地域合意に向けてという視点、これが最重要と考えてございますので、それを所管としては検討してまいりたいと思います。

その上でさきの2点目のご質疑の答弁としまして、正直、町会・自治会で進んでいるところについては、かなり学校の近くまで駅のあたりから進んでいる地域もございます。ただ、目的が違うということがありますので、基本的には私どもそういった実態を把握しながら、通学における安全確保の考え方として5台程度、そういった意味で今年度の資料については5台程度としたところについては、場合によっては台数等の調整も必要になるという

認識のもとでございますので、改めて町会・自治会の皆さんとの調整については、丁寧に進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員

これは質問なんですけれども、1枚目の2の(3)のところに、「目黒・碑文谷警察等と協議し、防犯上課題があると指摘されている場所」と、これを基本として決定していくという一文がありますけれども、この「防犯上課題があると指摘されている場所」は、情報としてオープンになっているのでしょうか。まずそこをお聞きしたいと思います。

○説明員

まず一つは、ここで書きました経緯については、これは直近の犯罪者の情報や、区でもそういった情報を受けて不審者情報等をメール配信もしてございますが、そういったところを適宜、直近のものということで情報収集をするという意味での記載でございまして、逆に、今の委員のご質疑のとおりで申しますと、地域における児童の見守り活動の中では、平成24年に区としては安全点検ということで通学路全体について点検をし、見通しの悪いところ等について結果を出した、それは大体1校当たり5カ所の結果が出ているところも含めて、改めて見守り活動の中でも保護者の皆様や学校、地域の皆様につきましては、地域ごとの防犯マップの作成等において危険地域については、その都度また現場を見ておりますので、まず犯罪抑止の点から専門機関に意見を聴き、その上で改めて繰り返しですが、そういった保護者の意見、地域の方の意見も聴くという繰り返しをしながら、これについてはそれぞれの情報を共有するという進め方をするという考え方でございます。

以上でございます。

○委員

わかりました。これは私自身の見守り活動等に関する情報収集といたしますか、こういった活動の具体的な活動範囲ですが、いろいろな形での防犯というのがありまして、私も現在、犬を飼っておりますけれども、散歩の時間というのが朝晩あるわけで、そういった犬の散歩というのが結構防犯上役に立つというような話は、いろいろ聞いております。そういう意味もあってそれで散歩範囲を、本来ならばこういう見守り活動に合わせて変えるべきだったなど、今、反省している最中でございます。

そういう意味でも、ぜひそういう防犯マップ等のもっと頻繁なオープンといたしますか、区民の方々への宣伝といたしますか、広報

が必要であろうと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長

ほかにございますでしょうか。

特にないようですので、この報告を受けました。

続きまして、日程第5を議題とします。

(日程第5 小・中学校における体罰等の実態把握調査の結果について(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 ありがとうございます。

体罰等の実態把握調査の結果等についてのご報告をいただきましたけれども、何かご質問、ご意見ないでしょうか。

○委員 昨年度の小中学校における体罰、指導の範囲内、行き過ぎた指導、体罰を行った教員ですが、勤続年数は何年ぐらいの方とか、もしくは何十代の方なのでしょうか。

○説明員 児童・生徒に関してもそうですが、当該教諭についての情報等も一切出しておりませんので、個人情報にかかわるということでお答えいたしかねます。

以上でございます。

○委員 わかりました。といいますのも、東京都で公表されている中では50代が一番多かったのが、私はとてもびっくりしました。ベテランの先生が一番多いということで、また、いろいろな研修とかDVDも全員の職員の方が見ていると思いますけれども、改めてベテランの方にも何か研修はあるのでしょうか。

○説明員 委員ご指摘のとおり、都の今回の調査、昨年度もそうですが、ベテランの教員で発生する事案が若干多いという傾向がございます。過去そういった体罰がある部分、特に中学校の部活動等におきましては容認されていたという、そういう時代があったと認識しております。体罰によって強くすると。この体罰問題については、大阪の高校のバスケットの事案からこの調査に至っておりますので、そういった部分、特に部活動についてもそうですし、対話による指導ということで、また、外部指導員等についてもそういった研修をしてございます。

また、マニュアルにも記載しておりますが、信頼関係があれば体罰をしてもいいかということは、それは絶対にあり得ませんので、そういった体罰によらない指導、特にコーチングであるとか

そういった部分を推奨しながら、正しい指導のあり方等、さまざまな研修を通じて周知徹底をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○委員 あと体罰の認識というところで、感情的になってしまったということが一番多いですが、感情のコントロール的などころも何か研修はあるのでしょうか。

○説明員 区全体としては特にそういった研修は行っておりませんが、学校によっては、感情をコントロールするということでアンガーマネジメントという考え方がございます。実際何校かにおいては、今年度その講師を招いてアンガーマネジメントの研修をすると聞いております。

つまりどういう状況に置かれると自分の感情が高ぶってしまうか、どういうことで怒りを覚えるかということ、しっかり自覚することで、どうしても指導の中でつい感情的になってしまう、何とか正そうと思う余りにですね。そういった部分はどうしても否認めませんので、それをあらかじめ自分で自覚しておく、こういう状態になったら危険信号だということで一歩引くであるとか、あるいは複数で必ず対応するとかいった部分について、今言った手法もうまく取り入れながら研修を積んでいくということが、極めて重要と考えております。

以上でございます。

○委員 それでは、何点かお伺いしたいと思います。体罰は絶対に許せない行為であり、これから根絶に向けて取り組んでいくという強い決意表明をいただきましたけれども、まず本質的な問題としてなぜ体罰がこれまで全国自治体、教育委員会で取り組んできたにもかかわらず、なぜなくなるのかという素朴な疑問に対してどういう認識をお持ちなのか、まず1点それを聞きたいと思えます。

それから、文教・子ども委員会に資料を出していくときに、基本的に委員会資料というのは、簡潔な資料で簡潔な説明をして各委員からの質問に的確に答えていくというのが基本であるわけですがけれども、資料要求を求められれば全員に資料を配布する、あるいは質疑をいただいた委員に資料をお配りする、それは委員長の仕切りの中で行う基本があるわけですがけれども、今回この膨大な資料の中でどこをどう出していくのか、今お考えがあればお聞きしたいと思います。少なくとも1ページ目の調査結果

の種別がありますよね。これは基本的には別添の体罰分類基準表があるので、委員会にこのまま出すと非常に不明瞭でわかりにくいので、体罰と不適切な指導と指導の範囲の三つに分けて出していくべきだと思います。体罰分類表がありますよね。あえて言えば、不適切な行為については不適切な行為、行き過ぎた指導、暴言という、そういう区分でもいいと思いますが、このまま出すと、指導の範囲内とほかの正当防衛との関連や、体罰関連行為に該当せずというのはどういうものなのかという説明が、うまくできないと思います。だからこの分類にすべきだと思いますがいかがでしょうか。

以上です。

○説明員

まず1点目のなぜ体罰がなくなるのかと、まさに本質的なコアの部分だと考えます。先ほど申し上げましたが、過去もこれまでの学校教育の中のあしき風習といいますか、特にスポーツ界における指導の中で体罰もいとわない、体罰をすることによって強くすると、たたくことによっていろいろなことが上手になるというような、そういう錯覚がございました。

実際、中学校の部活動においてもいまだにそういった部分がまだまだなくなる。実際、今回東京都から公表された体罰等の著しい案件、体罰の程度が著しい事案、体罰を行った件数が5件以上であるとか、傷害があったり等々の件の中でも、部活動の練習中にプレーについて指導した際にペットボトルを生徒に向かって投げて、それが目の下に当たったであるとか、ソフトテニスあるいはバスケット等々の部活動の中で、まだまだ体罰が行われているという実態が浮き彫りにされております。

日常的な生活指導の中でよりも、やはりまだまだその部分が残っているということについて、指導のあり方をもう一回改めて見直していくということ、たたいたからといってそれが強くなるということは絶対がないんだということを、繰り返し繰り返しいろいろな事例等を使いながら、小中学校においては年2回服務事故防止研修が悉皆でございますので、そういった際に事例等、又はマニュアル等の中にも、なぜそれが行われてきたのかという部分は記載されておりますので、そういったことを改めて繰り返し繰り返し指導していく必要があると思っております。

その一方で、体罰というと学校の中でのそういった身体的苦痛を伴う行為ということになっておりますが、よくよく見てみます

とそれは、学校外であれば傷害になるわけで、そういった部分、学校教育の中で思わず体罰とくくられてしまった部分というのが、一つあるのかなという認識も持っております。やはりそれは明らかな暴力であるということを、しっかりいろいろな場面で繰り返し周知し、粘り強く指導していきたいと考えております。

続いて2点目でございますが、委員ご指摘の別添の体罰分類基準というのは、都から公表された実態把握の資料とセットでありまして、今回一緒に公表したものであるということをつけております。

今回、マニュアルの大もとになった都のガイドラインをつけておりますが、明日の文教・子ども委員会にはこれではなく、新しい委員もいらっしゃるので、昨年度改訂した体罰根絶マニュアルを添付し、マニュアルの中の分類に基づいた調査結果という形で分類したと説明をさせていただこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員

基本的になぜ体罰がなくなるのかという認識は、私の認識とは少し違います。今のあしき風習というところは私も共感しますが、スポーツ界を例示に挙げての説明が中心のように聞こえました。実はそういうことではなくて、我々、小学校生活、当然中学校生活してきたわけですが、そのときから体罰は今以上にたくさんあって、スポーツ界とは何のかかわりもないところでの発生事案が多かったように認識しています。

それはなぜかという人間というのは、教師であったとしても感情を持つ人間だということなんです。僕はそこに全てがあるのではないかなと思います。ただ、それはそのまま放置しておくのではなく、繰り返し繰り返し取り組んでいくというのが、本質的な部分だと思います。

それから3の調査結果の分類というのは、根絶マニュアルから引き出してきているということなんですけれども、東京都で出している資料8と9、これも出しますよね。これは出さないんですか。例えば資料8の1枚目の体罰等の対応というのがありますが、この分類に沿っていったほうがわかりやすいし、体罰のそもそもの定義、体罰分類基準に合致しているので、そちらにすべきだと思います。

○委員

先ほど委員がおっしゃったように、体罰がなくなる一つは感情的な問題だと思っています。健全な精神は健全な肉体に宿る

で、病気を持っている方とかは、どうしても心のキャパシティーが狭くなっていますから許容範囲が狭くなっている。それからあともう一つは、お酒をたくさん召し上がる方というのは、翌日明らかに許容できる値が下がっているということもありますので、本当は病気のコントロールとかお酒の量のコントロールとか、そういうことまでいかないと、本当の意味での体罰というのはゼロに近づかないと個人的には思っております。

- 委員長 あとほかに何かございませんでしょうか。
 それでは、この報告を受けました。
 続きまして、日程第6を議題とします。

(日程第6 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
○委員長 この報告に何かご意見、ご質問ございますでしょうか。
 特にないようですので、この報告を受けました。

[資料配布 ・平成27年7月行事予定
 ・区議会議員の役職等名簿]

- 委員長 資料配布がありますが、これについて補足等ございますでしょうか。
○説明員 特に説明はございませんけれども、行事予定で7月定例会が4回と、それから5月22日に区議会の臨時会がございまして区議会の役職等が決まりましたので、資料としておつけしてございます。表面が議長、副議長、以下、各常任委員会の構成の表、それから裏面が、各会派ごとの名簿となっておりますのでご参照いただければと思います。
 以上です。

- 委員長 ほかにごございますでしょうか。
○説明員 昨日14時28分に発生した地震の件で報告申し上げます。
 本区の場合、震度5弱の場合、報告義務ということで学校に指導しております。昨日の地震については、当初目黒区内では震度4程度と報道されましたが、最終的には震度3だったということでした。ただ、何校か地震がありました。特に異常はありません。

んという自主的な形での報告がございました。あと昨日は、土曜日、日曜日に運動会が行われておりまして、そのために振りかえ休業日になっている学校が相当数ございましたが、報告がありましたので、報告がなかった学校についてもこちらから確認をいたしました。施設・設備等の異常はございませんでしたし、学校によってはすぐ当然避難訓練をし、そういった部分での安全確保をしたということで報告はいただいております。

以上でございます。

○委員長 ほかにごございますでしょうか。

特にはないようですので、本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前10時53分閉会)